

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

皆様、おはようございます。

これより、令和6年9月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 鈴木由美子議員、4番 土屋範晃議員、5番 鈴木清議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇〕

◎議会運営委員長（星 川 薫 議員）

皆さん、おはようございます。それでは、議会運営委員会よりご報告申し上げます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る8月19日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を、8月26日午前10時から、市役所会議室において開催し、当局から、総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行なったところであります。

まず、議案の審議についてであります。承認案件1件、及び補正予算議案6案件については、開会初日に審議することといたしました。

決算議案6案件については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしました。なお、決算特別委員会における総括質疑は、申し合わせにより、議長及び決算特別委員長を除外し、1人30分の持ち時間を、各会派及び会派に属さない議員の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から9月26日までの22日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告いたします。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましており、本日から9月26日までの22日間とすることに、ご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。事務局長に報告いたさせます。

◎事務局長（菅 原 幸 雄 議員）

諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員より議長あてに、6月、7月、8月に実施分の例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

次に教育委員会から議長あてに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により「令和6年度尾花沢市教育委員会事務の点検及び評価報告書（令和5年度事業分）」が提出されております。

次に、市長から議長あてに、地方自治法第180条第2項の規定によりまして、損害賠償額及び遅延損害金の決定についての専決処分の報告がなされております。

それぞれ、その写しをタブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、6月定例会以降の議会事務処理状況につきまして、議会事務処理報告書に記載のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、承第7号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について」から、日程第23、議第59号「人権擁護委員の推薦について」までの、20案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。結城市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市 長（結 城 裕 君）

皆様、おはようございます。議案の上程に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方には、本市の市政発展のため、日夜ご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝を申し上げます。

さて、7月25日から26日にかけて降り続きました大

雨は、県内各地に甚大な被害をもたらしました。本市におきましても、河川の増水による農地への土砂や流木の流入、土砂崩れによる建物や道路の損壊など、大きな被害が確認されましたが、幸いにも人的被害はございませんでした。

しかし、新庄市では警察官2名が救助に向かう中で、酒田市ではご高齢の方が避難途中に行方不明になり、お亡くなりになりました。あらためまして、亡くなられた方々のご冥福と被災された方々の一日も早い復興をお祈りいたします。

去る8月11日には、夏巡業、大相撲尾花沢場所が11年ぶりに開催されました。当日は2,500名もの方々からご来場をいただき、大変な賑わいを見せておりました。また、8月27、28日には、夏の終わりを彩る、おばなざわ花笠まつりが開催されました。一時は台風による荒天も心配されましたが、天気にも恵まれ市内外から訪れた多くの皆様楽しんでいただくことができました。

この様に、本市における2つの大きな事業を盛会裏に終了できましたことは、参加された皆様は基より、ご尽力を賜りました議員の皆様、関係者の皆様からのご支援に対し厚くお礼を申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました予算議案の概要について説明申し上げます。

認第1号「令和5年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第6号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの6案件については、議会の認定をお願いするものであります。

なお、各会計の歳入歳出決算については、監査委員によって審査がなされ、別冊の決算審査意見書が提出されております。その内容につきましては、後ほどご報告があると思いますが、決算の概要については会計管理者より説明いたさせます。

次に、補正予算について説明いたします。

承第7号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について」ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,300万円を追加し、予算の総額を146億9,040万8,000円としたものです。

歳出につきましては、7月25日からの豪雨により被災した道路・河川を復旧するため、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業を追加したものです。

歳入につきましては、市債の公共土木施設災害復旧事業のほか、繰越金を追加し調製したものです。

第2表地方債補正につきましては、公共土木施設の災害復旧に向け、公共土木施設災害復旧事業の限度額を変更したものであります。

議第47号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第4号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ13億4,145万8,000円を追加し、予算の総額を160億3,186万6,000円とするものです。

歳出の主なものについては、地方財政法第7条の規定に基づく、財政調整基金積立金、7月大雨による被災者生活再建支援金及び被災家屋公費解体事業、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金事業、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業、地域観光新発見事業費補助金、除排雪経費、農業施設小規模災害復旧事業補助金、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、都市公園災害復旧事業などを追加するものであります。

歳入については、農業施設災害復旧事業費負担金、林業施設災害復旧事業費負担金、災害等廃棄物処理事業費補助金、被災者生活再建支援事業費補助金、小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援寄附金、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金繰入金、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金、市債の農業施設災害復旧事業などを追加し、普通交付税、繰越金により予算を調製するものです。

第2表債務負担行為補正については、住民基本台帳ネットワークシステム等リースを追加するものであります。

第3表地方債補正については、火葬場施設整備事業負担金のほか3件を追加し、過疎地域持続的発展特別事業のほか3件について、限度額を変更するものです。

議第48号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ260万6,000円を追加し、予算の総額を20億9,199万6,000円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ939万2,000円を追加し、予算の総額を3億9,765万2,000円とするものです。

事業勘定の歳出については、一般会計繰出金などを追加し、歳入については、繰越金により予算を調製するものです。

中央診療所施設勘定の歳出については、中央診療所施設設備整備費基金積立金、一般会計繰出金などを追加し、歳入については、繰越金などにより予算を調製するものです。

議第49号「令和6年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,958万5,000円を追加し、予算の総額を20億3,972万6,000円とするものです。

歳出については、返納金、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金などを追加して予算を調製するものです。

議第50号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8万8,000円を追加し、予算の総額を2億4,462万5,000円とするものです。

歳出については、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金を追加して予算を調製するものです。

議第51号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてですが、既決の収益的収入及び支出の予定額の総額に、それぞれ183万7,000円を追加し、予定額の総額を2億2,717万4,000円とするものです。

支出については、修繕費を追加し、収入については、一般会計負担金により予算を調製するものです。

議第52号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」についてですが、既決の資本的収入及び支出の予定額の総額に、それぞれ132万円を追加し、予定額の総額を4,427万5,000円とするものです。また、農業集落排水事業について、企業債の限度額変更をお願いするものです。

支出については、工事請負費を追加し、収入については、建設改良等企業債、分担金を追加して予算を調製するものです。

一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第53号「尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、国民健康保険法の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第54号「尾花沢市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、所得税法及び地方税法の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第55号「山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」ですが、国の法改正により被保険者証等が廃止されることに伴い、規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものです。

議第56号「字の区域及び名称の変更について」ですが、平成23年度から平成25年度までの地籍調査実施に

伴い、字の区域及び名称の変更を追加提案するものです。

議第57号「災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について」ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

議第58号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」ですが、尾花沢市教育委員会委員の任期満了に伴い、その後任委員の任命について同意を求めるため提案するものです。

議第59号「人権擁護委員の推薦について」ですが、人権擁護委員の任期満了に伴い、その後任委員の推薦を要するため提案するものです。

以上が、今定例会に提案致しました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたしますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご承認、ご可決又はご同意くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

次に、会計管理者より、各会計歳入歳出決算の概要説明を求めます。吉野会計管理者。

◎会計管理者（吉野真広君）

命により、「令和5年度尾花沢市歳入歳出決算書」の概要を説明いたします。タブレットに掲載しております、令和5年度決算書タブレット用をご覧ください。あらかじめ申し上げますが、インデックスページではなく、記載のページ数にてご説明いたしますので、ご注意願います。

認第1号「令和5年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第6号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの、各会計の歳入歳出決算の概要につきましては、「歳入歳出決算書」1ページの「令和5年度尾花沢市歳入歳出決算総括表」及び、3ページからの各会計の「歳入歳出決算書」に基づきまして、説明を申し上げますので、ご参照をお願いいたします。

なお、各会計の歳入歳出額につきましては、決算書では円単位となっておりますが千円単位で、率につきましては小数点第1位にて、説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず初めに、1ページ・2ページをご覧ください。

「令和5年度尾花沢市歳入歳出決算総括表」について申し上げます。表下段、一般会計と特別会計を合わせた合計欄の予算現額206億7,718万3,000円に対し、歳入決算額は200億6,228万4,000円で、予算現額に対す

る割合は97.0%となります。また、歳出決算額は189億8,176万2,000円で、同様に91.8%の割合となります。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、10億8,052万2,000円であります。

7ページ・8ページをご覧ください。認第1号「令和5年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額154億4,568万4,000円に対し、収入済額は146億3,830万2,000円で、94.7%の収入率となります。不納欠損額は2,028万4,000円で、主なものは、1款市税であります。また、収入未済額は8億3,844万7,000円であります。その主なものについては、3ページから8ページまでの収入未済額欄をご覧ください。

1款市税4,855万9,000円、14款使用料及び手数料1,937万円、15款国庫支出金1億3,289万5,000円、16款県支出金3億9,187万6,000円、22款市債2億4,140万円などでございます。

なお、これらには、繰越明許事業として翌年度に繰り越される事業の未収入特定財源が、含まれております。

次に歳出についてであります。11ページ・12ページをご覧ください。表下段、歳出合計の支出済額は139億8,656万4,000円で、予算現額に対し、90.5%の執行率となります。

令和6年度への繰越額は8億9,739万6,000円で、その主なものは、2款総務費1億1,280万5,000円、6款農林水産業費3億9,917万4,000円、8款土木費3億2,682万9,000円、10款教育費2,319万7,000円などであります。

また、予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた不用額は、5億6,172万3,000円で、その主なものは、2款総務費4,108万5,000円、3款民生費8,177万7,000円、6款農林水産業費5,611万7,000円、8款土木費2億4,371万9,000円、10款教育費4,272万5,000円、11款災害復旧費6,100万8,000円などでございます。

この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、6億5,173万7,000円ですが、この中には、タブレット記載中、286ページ「令和5年度尾花沢市一般会計実質収支に関する調書」をご覧ください。286ページ、表中段の翌年度へ繰り越すべき財源が1億2,876万5,000円含まれておりますので、これを差し引いた実質収支額は5億2,297万3,000円となります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。戻りまして13・14ページをご覧ください。認第2号「令和5年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

書」について申し上げます。

まず、事業勘定についてであります。表下段、歳入合計の予算現額21億213万7,000円に対し、収入済額は23億1,291万円で、110.0%の収入率となり、不納欠損額は1,992万2,000円、収入未済額は3,848万5,000円でございます。

次の15・16ページをご覧ください。表下段、歳出合計の支出済額は20億4,821万9,000円で、予算現額に対して97.4%の執行率となり、不用額は5,391万7,000円であります。この結果、17ページ、歳入歳出差引残額は2億6,469万円となります。

次に18・19ページをご覧ください。中央診療所施設勘定についてであります。表下段、歳入合計の予算現額4億3,083万2,000円に対し、収入済額は4億1,121万5,000円で、95.4%の収入率となり、収入未済額は4,000円でございます。

次の20・21ページをご覧ください。表下段、歳出合計の支出済額は、3億8,340万6,000円で、予算現額に対して89.0%の執行率となり、不用額は4,742万5,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は2,780万9,000円であります。

次に22・23ページをご覧ください。認第3号「令和5年度尾花沢市簡易水道特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額2億9,782万円に対し、収入済額は2億8,798万1,000円で、96.7%の収入率となり、収入未済額は1,698万7,000円であります。

次の24・25ページをご覧ください。表下段、歳出合計の支出済額は2億7,301万円で、予算現額に対して91.6%の執行率となり、不用額は2,480万9,000円あります。この結果、歳入歳出差引残額は1,497万円あります。

次に26・27ページをご覧ください。認第4号「令和5年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額9,992万1,000円に対し、収入済額は9,828万6,000円で、98.3%の収入率となり、収入未済額は97万1,000円あります。

次の28・29ページをご覧ください。表下段、歳出合計の支出済額は、9,131万6,000円で、予算現額に対して91.3%の執行率となり、不用額は860万4,000円あります。この結果、歳入歳出差引残額は696万9,000円となります。

次に30・31ページをご覧ください。認第5号の「令和5年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算書」

について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額20億6,321万1,000円に対し、収入済額は20億6,932万9,000円で、100.3%の収入率となり、不納欠損額は88万4,000円、収入未済額は227万2,000円であります。

次の32・33ページをご覧ください。表下段、歳出合計の支出済額は19億6,598万5,000円で、予算現額に対し95.2%の執行率となり、不用額は9,722万5,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は1億334万4,000円となります。

次に34・35ページをご覧ください。認第6号の「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書」について申しあげます。表下段、歳入合計の予算現額2億3,757万8,000円に対し、収入済額は2億4,425万8,000円で102.8%の収入率となり、不納欠損額は7万4,000円、収入未済額は160万円3,000円あります。

次の36・37ページをご覧ください。歳出合計の支出済額は2億3,325万9,000円で、予算現額に対し98.1%の執行率となり、不用額は431万8,000円あります。

この結果、歳入歳出差引残額は1,099万8,000円となります。

次に、基金の主な状況であります。299・300ページをご覧ください。299ページ、4基金の（2）尾花沢市財政調整基金が、決算年度中に1億1,314万4,000円の増となり、年度末現在高は9億7,138万7,000円になっております。また、301ページ（14）雪とスイカと花笠のまち ふるさと尾花沢応援基金が1億2,317万円増の10億4,263万6,000円となっております。

なお、令和5年度決算における、普通会計の主な財政指標につきましては、タブレット内の主な財政指標及び主な施策の成果と予算執行の実績報告書の2ページ上段の表に記載してございますのでご参照願います。

以上が、地方自治法に基づきました令和5年度一般会計及び各特別会計の決算調製の概要であります。この他、詳細につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書を添付いたしておりますので、これらをご参照のうえ、ご審議くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

◎議長（菅野修一議員）

次に、監査委員より、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに財政健全化・経営健全化に関する審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。丹川監査委員。

〔監査委員 丹川弘行 君 登壇〕

◎監査委員（丹川弘行 君）

おはようございます。それではご報告を申し上げます。令和5年度の決算審査、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査につきましては、私ども、監査委員2名で審査を行い、双方の意見が一致いたしましたので、監査委員を代表し、私から、その経過と結果について、ご報告を申し上げます。

まず、決算審査について申し上げます。先に配布しております審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象であります。令和5年度尾花沢市一般会計及び各特別会計の歳入・歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況につきまして、審査を行ったところであります。

審査の期間については、令和6年7月3日から、8月5日まで実施いたしております。

次に、審査の方法であります。令和6年7月1日付けをもって、市長より審査に付されました当該決算書等について、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取するなど、例月出納検査、定例監査の結果を参考に、法令、その他の関係する規定にしたがって処理されているか、予算の執行が適正であるか、また、計数が正確であるかを主眼とし、審査を行ったところであります。

次に、審査の結果について申し上げます。審査に付されました各会計の歳入・歳出決算及び関係書類は、関係法令に準拠して処理されており、歳入・歳出、その他の証書類を照合した結果、計数は正確でありました。

なお、予算の執行及び財産管理につきましても、適正であると認めたところであります。

また、各基金は、それぞれ設置の目的に沿って運用され、かつ計数は正確であり、適正であると認められました。

次に、審査の詳細な意見及び項目ごとの分析結果について申し上げます。

審査意見書の2ページ、3ページをお開き願います。

まず、一般会計と特別会計を合わせた総額であります。歳入は200億6,228万4,000円、歳出は189億8,176万2,000円で、前年度に比べ、歳入で5億2,908万7,000円の減、歳出は4億1,972万円の減となりました。歳入歳出差引残額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、9億5,175万7,000円となり、さらに前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、1億4,143万4,000円の赤字となっております。

次に、一般会計について申し上げます。

一般会計の歳入は、前年度に比べ6億1,092万2,000円の減、歳出でも4億5,182万5,000円の減となり、歳入歳出差引残額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、5億2,297万3,000円となっております。歳入について、前年度と比較しますと、自主財源では、ふるさと尾花沢応援寄附金が12億7,177万6,000円となり、前年度に対し2億7,375万6,000円の増となるほか、市税、分担金及び負担金等も増となりました。依存財源では、県支出金等で増加したものの、地方交付税、国庫支出金、市債等が大幅に減少したことにより、歳入総額に占める自主財源の割合は、39.7%となり、前年度に比べ1.8ポイント増加しております。

次に、歳出決算額を普通会計性質別経費に分類して、前年度と比較しますと、義務的経費は、物価高騰対応重点支援地方創生給付金を含む扶助費が増加したことにより、8,036万7,000円の増となりました。投資的経費は、堆肥センターリニューアル事業、除雪基地整備事業等の完了により、普通建設事業費で減少したため、2億5,973万7,000円の減となりました。その他の経費では、除排雪経費を含む維持補修費等の減によりまして、2億7,299万6,000円の減となりました。

その結果、各性質別経費の構成比は、義務的経費が35.9%、投資的経費が9.0%、その他の経費が55.1%となっております。

なお、特徴的な支出項目といたしまして、防災行政無線情報伝達手段拡張システムの購入、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、徳良湖周辺施設整備・修繕事業、橋梁改修・補修事業、消防庁舎非常用電源更新工事、統合小学校建設事業、旧福原中部小学校解体工事、延沢銀山遺跡整備事業、文化体育施設整備修繕事業などが挙げられます。

次に、普通会計における財政指標についてですが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については89.8%で、前年度より3.1ポイント減少しております。

また、財政力を判断する財政力指数は0.28で、前年度と同数となっております。公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は、0.9ポイント上昇し9.0%となっております。

また、市債の当該年度末残高は、114億7,256万円で、前年度に比べ、3億9,152万9,000円減少しております。

次に、特別会計について申し上げます。

歳入総額は54億2,398万2,000円、歳出総額は49億

9,519万8,000円で、前年度に比べ、歳入は8,183万4,000円増加し、歳出は3,210万5,000円の増加となりました。また、一般会計からの繰入金総額は、8億7,901万6,000円で、前年度に比べ1,464万5,000円増加しております。

次に、収納率、不納欠損額、収入未済額について申し上げます。

収納率は、市税が96.2%で、前年度と同ポイント、国民健康保険税が86.4%で0.2ポイント低下しております。

また、一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は、4,142万3,000円で、このうち、市税の不能欠損額は1,979万6,000円で、国民健康保険税の不能欠損額は1,955万3,000円となっております。

また、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、1億3,299万9,000円で、前年度より1,944万4,000円減少しております。このうち、市税の収入未済額は4,856万円で、国民健康保険税の収入未済額は3,795万8,000円となっております。

今後とも尾花沢市市税及び公共施設使用料金等収納対策本部を核としながら、時代に即した多様な手法により、収納率の向上と収入未済額の縮減に努められますよう、お願いをいたします。

次に、積立基金について申し上げます。

令和5年度末の基金合計額は、42億2,821万9,000円で、前年度より5億9,469万7,000円増加しております。その主な要因は、公共施設整備等基金、財政調整基金、減債基金、ふるさと尾花沢応援基金等が増加したことによるものであります。より一層、計画的かつ、各基金の設置目的に沿った利活用をお願いをいたします。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大上の位置付けが5類に移行したことにより、徐々に人の流れが回復しつつあるものの、原油価格や物価の高騰、さらには、少子高齢化や人口減少が加速され、先行き不透明な状況がいまだに続いております。そのような中、6か月間にわたり水道料金の基本料金を免除し、市民の経済的な負担を軽減されたほか、かんたん窓口システム、電子タクシー券及び移動市役所の導入など、DXの推進に係る施策を積極的に展開され、より良い未来の創造に努められております。

今後予定されている統合小学校建設事業等の大規模事業に伴い、これまで以上の創意工夫により、限られた財源の活用と積極的な財源の確保に取り組むとともに、歳入歳出予算の適正かつ効率化を図り、健全財政の堅持に努め、本市の掲げる将来像の実現に向け、市

民とともに躍進されることを切に要望いたします。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標の審査について申し上げます。

財政健全化・経営健全化審査意見書の1ページをお願いします。

審査の期間であります、令和6年8月1日から5日まで実施いたしました。

審査の概要であります、この財政健全化審査は、市長より審査に付された、令和5年度尾花沢市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼とし、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取しながら審査を実施いたしました。その審査の結果について申し上げます。

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、それぞれ黒字となっております。また、実質公債費比率は9.0%で、前年度と比較し0.9ポイント上昇しておりますが、将来負担比率については31.0%で、13.7ポイント改善しております。

各比率とも、早期健全化段階を示す基準を下回っていることから、健全な数値であると判断されます。引き続き財政の安定化を図られますよう要望いたします。

次に、農業集落排水事業特別会計及び簡易水道特別会計の経営健全化審査について申し上げます。

財政健全化法の公営企業会計に該当する特別会計の資金不足比率について審査を行いました、各会計とも収支が黒字であるため、資金不足は発生しておりません。また、当該算定の基礎となる事項を記載した書類も、適正に作成されたものと認められます。

以上が、当方で実施いたしました審査の経過と結果であります。市長事務部局をはじめまして、各行政委員会を含む市当局からは、長期間にわたり審査にご協力をいただき、今定例会において、その審査結果についてご報告申し上げる運びとなりました。

結びに、審査に当たり多くの資料の提出と、さらには詳細な説明をいただきました各課長をはじめとする職員の皆様方に、お礼を申し上げまして、ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第24、承第7号

「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について」から、日程第30、議第52号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」までの7案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、7案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第24、承第7号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に、討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、承第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、承第7号を承認することに決しました。

次に、日程第25、議第47号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。土屋範晃議員。

◎4番（土屋範晃議員）

補正予算書の29ページ、観光費の13節施設等修繕料、それから14節工事請負費について伺います。こちらにつきましては、当初予算におきまして、修繕料が550万円、工事請負費が約1億200万円措置されておりまして、このたびの補正によって、施設等修繕料が366万3,000円、工事請負費が220万円、一般財源によって計上されているものとお見受けいたします。こちらの修繕および工事の内容と、今回の9月補正において措置する必要性や緊急性についてご説明いただきたいと思えます。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（齊藤孝行君）

お答えいたします。7款1項3目の観光費の修繕料の部分であります。まず366万3,000円の内訳を申し上げ

げますと、まず徳良湖温泉施設の修繕料で66万3,000円になります。あと御所山登山道の箕輪権現の修繕100万円で、あと徳良湖周辺施設の修繕というようなことで50万円、あと花笠高原施設の施設修繕ということで150万円計上しているところであります。今補正する必要性ということでもありますけれども、修繕料の部分がほとんどなくなっておりまして、各施設の部分については、かなり老朽化が進んでおります。営業施設であったり、使用料の施設であったり、お客様が利用する施設でありますので、そちらの部分については影響のないように、今回早急に修繕する必要があるというようなことで計上させていただきました。

あと14款の工事請負費であります220万円ということで、こちらの部分は、ちょうど旧13号線の旧ツルハさんのところのほうにある大型の観光看板であります。こちらのほう、約高さ10m以内ぐらいでありますけれども、こちらのほうもかなり老朽化が進んでおりまして、こちらの工事費については、その看板の撤去処分の工事費となっております。こちらのほうも年数がそちらの場所に移設といいますか、設置になったのが平成12年であります。かなり老朽化が進んでおりまして、緊急を要するというようなことで、今回の9月補正で計上させていただいたところであります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

かしこまりました。それぞれの事業につきまして、おおよその完了時期の目処とですね、それから工事や修繕の期間中に、市民に与える支障が出るようなものなどがあればご説明いただきたいのと、修繕料の御所山の分100万円につきまして、こちらについては鉄製のチェーンのものが含まれているかお伺いしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（齊藤孝行君）

施設の部分については、9月補正が完了後、速やかに発注をして、営業に支障ない部分については早急に事業のほうを実施していく計画であります。また状況に応じては、営業の部分を一時的に休館等も必要になる場合もあります。そういう状況に応じてそういうふうな対応をしていきたいということです。あと御所山の箕輪権現の部分での修繕ということでもありますけれども、こちらのほうは、登山道のほうに、例年といいますか、そういった土砂が堆積しております。そちらの部分

まず撤去して安全に登山者の方が行くような形でというようなことで、こちら補正可決後、発注をしながら実施していきたいというふうに考えております。大型の看板についても、冬降雪前までに出来るように担当課のほうでは考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

そのほか、ございませんか。鈴木由美子議員。

◎3番（鈴木由美子議員）

私からは、補正予算書の29ページ、地域観光新発見事業費補助金についてお尋ねいたします。この件は民間事業者の取り組みに対しまして、官公庁の国庫補助の残額分を支援する補助金となっております。

まず1点目として、民間事業者の負担金を0円にした理由をお伺いいたします。

2つ目に、この補助金の補助要綱についてお伺いいたします。市が補助する場合の要件が、国庫補助金の採択を受けていることを前提するようなものである場合、本件のようなケースが次年度以降に発生することは極めて少ないものと感じます。本県の補助要綱における補助対象要件等、こちらを時限式の制度にしているかどうかについてお伺いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（齊藤孝行君）

まず1点目の民間事業者の負担額ゼロではないかということであります。こちらの事業費の部分については、補助対象経費については680万円となっております。それ以外の部分で、総事業費っていうようなことで、780万円ほど総事業費の部分でかかっております。市の考え方として、あくまでも補助対象経費680万円から国庫対象分540万円を引いた残りの部分について市のほうで補助するっていう考えでありまして、民間の負担額が全くないっていうことではなくて、補助対象外の部分での経費がかかっております。

2点目の補助要綱の関係であります。まずこちらの要綱については、国庫補助の部分が採択の要件ではございません。また対象については、観光誘客の推進を図ろうとする団体というようなことでの要件にしております。経費については、観光客に資する事業に要する経費で、対象事業としまして、3つあります。

1番はまず、観光誘客に関する事業、これは今回のいった着地型商品の造成というようなものになります。

あとは（2）観光イベントに関する事業というのがあり、例えば、そばまつりの実施主体には、過去にも継続してそのイベントした際の補助を市のほうで出し

ております。あとは、上記以外市長が必要と認める事業というようなことでなっております。時限式の制度ではなくて、継続してやっている事業であります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木由美子議員。

◎3番（鈴木由美子議員）

継続事業ということですが、こちらは次年度以降も期待されて継続されるということでしょうか。また本県の制度を継続していくことによりまして、尾花沢市にとってどのような効果が期待できるものか教えていただければと思います。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（齊藤孝行君）

今回の補助制度の部分というようなことで、まず元々の要綱の部分については、観光イベント、さっき言った事業に特化して支援するものでありました。こちらの部分は、イベントだけでなく、観光客に資する事業に取り組む団体も広く支援するために、一部改正しながら対応していきたいというふうな部分であります。今後もそういうふうな継続利用での効果といいいますか、そういう部分であります。まず第7次総合振興計画の中で、市の課題として、銀山温泉にお客さんが来ております。その方を、いかに徳良湖あるいは花笠高原、そして本町の商店街等に結び付けて、市内全体をいかに活性化していくかという施策が非常に重要であります。その中で、今回の民間の事業については、その課題、市が掲げる目的に合致する事業であります。今まで、さっき言ったイベント、単発実施した場合に補助を出してはございましたけれども、今回のような着地型商品を造成していくという事業は初めてでありますし、これが非常に市にとっては有効であり、市内の経済の活性化に繋がる契機になると考えております。ですので、今回の事業を実施しながら、市内の活性化に繋げていく契機になるだろうというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

そのほか、ございませんか。青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

それでは、私のほうから2点ほどご質問させていただきます。

予算説明資料に基づいて質問させていただきますので、よろしく申し上げます。予算説明資料の2ページ7月大雨による被災者生活再建支援金600万円、同じく

7月大雨による被災家屋公費解体事業430万円が計上されております。今回のこういった対応については、国あるいは県の対応だと思うんですが、こういった法令に基づいて行われたのか教えていただきたいと思えます。また、半壊にいたらない様々、今回も市内でも、家屋の被害がございましたけれども、こういったものについては、国・県・市において、何らかの応急的な方法があるのかどうかについても伺いたします。

2点目ですが、予算説明書の1ページ、公共土木施設災害復旧費4,300万円、5ページの中段、小規模災害復旧事業9,600万円、下段、農林施設災害復旧事業4,500万円、6ページ上段の林業施設災害復旧事業1,000万円が計上されております。今日の新聞でもありましたけれども、山形県でも過去最大の大災害だと、被害額だというふうな報道がございました。本市でも大変な状況であったというふうに思っております。この補正、今回計上された補正予算でありますけれども、建設課はもとよりですが、農林課におきましても、258ヶ所、金額で1億5,100万円というふうになりました。本当に担当された職員の皆さんには、土日あるいは昼夜を問わず、対応されたというふうに聞いております。大変御礼を申し上げたいと思えます。本市としましては、7月29日に災害対策本部を設置されましたけれども、そういった全庁的な支援体制について、どのように取り組まれたのか、伺いをいたします。

2つ目は、この災害対策本部でありますけれども、最上総合支庁、新庄市、最上郡の多くの市町村では、大雨が降り始めた7月25日に災害対策本部を立ち上げておられます。本市では29日とやや立ち遅れた経緯について伺いたします。そして、この災害対策本部のメンバーと開催回数についても伺いたします。

◎議長（菅野修一議員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間宮明君）

予算説明資料の2ページの7月大雨による被災者生活再建支援金、こちらにつきましては、国の被災者生活再建支援金が適用基準に則れない、合わないということがありまして、山形県の被災者生活再建支援事業補助金、こちらのほうに照らし合わせて、山形県と市町村合わせて1対1で支給するものでございます。こちらのほうは全壊、さらに半壊の方で、やむを得ず解体するというので、2件該当するものと考えております。さらにその他被害があった旨の件につきまして

は、床上浸水等が本市、それ以外なかったの、床上浸水以上ですと、山形県の災害見舞金というのがあるんですけども、床上浸水以下の被害については、特に見舞金並びにこういった被災者生活再建支援事業のほうはないような形になってございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（三宅良文君）

2ページの7月の大雨によります被災家屋の解体事業についてでございますが、これにつきましては、7月25日からの豪雨によりまして、丹生地内で全壊の罹災判定が出された報告につきまして、生活環境保全の確保及び被災者の生活再建支援を図るために、被災家屋の解体工事を行うものでございます。通常、個人の財産であります家屋の解体につきましては、本来所有者の責任により実施するわけでございますが、今回の大雨災害の場合、全壊の罹災判定家屋につきましては、本来の機能を持たない物件、すなわち廃棄物となりまして、所有者から申請があれば、全壊家屋につきましては、災害廃棄物であって、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象として、市町村による公費解体が認められておりますので、こちらの補助金を活用しました公費解体でございます。半壊の場合につきましては、解体につきましては、補助金該当はしないわけなんですけれども、運搬・処理・処分につきましては、該当するというような内容になっておりまして、こちらについても半壊のお宅は、いろいろお話を聞きながら、そうなった場合は対応させていただきたいと思っておりますのでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴木敏君）

半壊などに至らなかった場合の、災害に対する市のほうの支援についてでございます。建設課のほうで、居住空間安全対策事業費補助金というのがございまして、こちらにつきましては、住居周辺で土砂崩れなどの災害が発生した際の災害の土砂の撤去費用などに充てられる事業でございます。3分の1の補助で限度額10万円の事業となっております。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間宮明君）

先ほどありました災害対策本部の件でございます。本市7月29日午前10時に本部のほうを設置したところでございます。災害救助法の適用の通知が26日の12時

34分ということで通知があったところです。その10分前の12時20分に災害対策連絡本部を設置しまして、災害対策本部級の災害対策を講じておりました。夜中ということもありまして、この部分については、第2次配備という形で取らせていただきまして、その後、明朝、朝に明るくなってから、巡回パトロールなどをしてまして、あとは被害状況並びに施設所管の状況確認をした上で、連絡本部会議のほう随時行ってまいりました。やはり土日を含みまして、月曜日の29日、被害の状況がこれまでにない災害級ということもありまして、改めてご説明になりますけれども、月曜日29日の午前10時に災害本部を立ち上げたところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間宮明君）

災害対策本部のメンバーでございますけれども、こちらの本部長、市長を本部長としまして、本部員のほうは、副市長並びに教育長、そして各所管課長が本部員になっております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

まず今回の集中豪雨に関しても、家屋の被災状況についてでございますけれども、今ご説明をいただきましたが、やっぱり半壊以上のものに対する支援策というのは、十分だとは申し上げませんが、やっぱり一定の救済があるというふうにお聞きをいたしました。やはり半壊以下の対応について今、建設課長のほうから、居住空間安全対策事業費補助金があるというように説明で、30万円以下で上限の補助金は10万円だということでございます。やっぱり住居災害というのは、私も丹生地区の見させていただきました。とんでもない状況といいますか、やっぱり崖崩れによって、すぐ命に関わるような、やっぱり大変恐ろしいものだなというふうに感じたところでございます。やはり半壊に至らなくても、土砂が押し寄せたり、あるいは法面が決壊するというふうなところもございます。あったようでございます。それについては、土砂撤去等の10万円の上限補助というのですが、なかなか今の被災の状況にもよりましてけれども、この限度額ではなかなか応急対応といいますか、そういったことができないような、やっぱり状況も見受けられます。福原地区の場合ですと、上限の10万円いただきましたけれども、申請をされたようですけれども、工事は60万円。

これも土砂撤去と簡易な土留めをしたという程度で、あくまでも応急措置ということでございましたけれども、やっぱりその辺を考えますと、やっぱり半壊以下の市民の生活を脅かすような、そういった対応について、やっぱりもう少し市単独でも対応策をするべきかなというふうに思いますし、今ある制度についても、もう少し制度の見直し、あるいは補助金の引き上げなどもご検討していただきたいなと思いますけれどもよろしくご検討をお願いしたいというふうに思っております。なお災害対策本部につきましては、やはり市長先頭として組み立てをされて、そして支援をしてきたという経過でございますけれども、土日も挟まれたということでありますけれども、やはり早急に立ち入りをしながら、そして今回ののは、未曾有のといえますか、本当に何十年に1回のこの大災害でありますので、これから大変な被害の箇所数もございます。そういった対応につきましても、今後とも全庁的な、いわゆる担当課だけじゃなくて、全職員で対応していくような、ぜひそういった対応を今後とも継続をしながらやっていていただきたいなというふうに思いますけれども、2点について、改めてお伺いいたします。

◎議長（菅野修一 議員）

市長。

◎市長（結城 裕 君）

ただ今2つのご質問があったようでございますが、まず1点目ですね、半壊の方のご支援ということで、今たまたまルール上の規定の範囲ということが10万円ということで、これが、では20万円がよろしいのか30万円がよろしいのか40万円がよろしいのか、これを今ここで申し上げるわけにはいかない。というのは、やはり災害も事前にわかっていれば、もちろんその対応というものが事前にできるわけでしょうけれども、災害というのは、やはり起きてみないとわからない部分、それを改めて検証してどのぐらいの金額が良いのかということはこれからの課題の一つだろうというふうに私は思います。したがって、現時点で10万円が妥当かどうかということを今議論するということは、必ずしも正しいことではないんだろうと。一方で今回の被災された方々に対しまして、我々のほうでは、本当に様々な、いわゆる困難、大変なことをどういうことがあるんだろうというようなことを、連日我々が出向いていろんなお話をさせていただいていると。まずやはり大事なことは、その被災された方々にしっかり向き合って、どういうことが必要なんだろうということを、様々我々が検討しているということは、させてい

ただいているということでもあります。

もう一方の災害対策本部につきましては、枠組みができましたらそれが全てかということではなくて、我々は大雨が降っている時期から、さまざまな担当の職員もそれぞれの現場に向かい、そして何かできることがあれば対応する、もしくは危ないところがあれば、他の職員を派遣して、もしくは他の部署に応援を頼みというようなことを当初からしておりました。したがって、災害対策本部が2日後になったから、何かそこからスタートするというようなことではなくて、当初から我々は危機感を持ってスタートして、そして必要などころには必要な人員を振り向け、そして対応していたということであって、たまたまその基準に合った枠組みというものが、最終的に2日後ということになったということであって、現場に向かって職員が活動している。そしてなおかつ、これは全庁的にも必要な人員をしっかりと対応してやっているということが、実際の今回の状況であります。そこをぜひ皆様方にもご認識いただきたいということで今お話を申し上げました。以上であります。

◎議長（菅野修一 議員）

青野議員。

◎1番（青野 隆一 議員）

市長の答弁がございましたが、そのとおりだなと思います。今回そういった半壊以下の、いわば住居被害が発生しているということでありまして、初めてですね、今回令和5年に作った補助要綱なんですけれども、適用されたという話を聞いております。やはりその、今の災害という、いわば半壊以下のものであっても、人命に関わる早急にこの対応しなければならない方法というのは、今はこの補助金制度かなというふうに思っております。なかなかその金額が妥当かどうかというのは、市長が仰るとおり、ここで判断することはできませんけれども、今後ですね、やっぱりこの尾花沢のこういった災害が再発といいますか、また改めて起こった場合にも備えながら、今回の準備をされたその要綱が果たしてこれで十分なのか、あるいはもう少し後押しをする必要があるのかどうか、ぜひご判断いただきたいなと思っております。

あと、災害対策本部についても、市長が言われたとおり、全庁をとおして支援体制を組んでいるんだということでございます。箇所数についても、250カ所という農林災害については非常に今までない箇所数だなと思っております。特に農家の皆さん方というのは、一人ひとりやっぱり自分の農地、あるいは作った作物

に対する思いが強くありますので、いろんな一人ひとりのやっぱり対応の仕方も違ってくるのが、農林災害ってすごく対応の難しいところだなと。私もつくづく思っています。そうした意味で、これから復旧ということでもありますので、今回のその予算の枠組みをいただきました。やっぱり市長が言われたとおり、寄り添っていく。どういう対応すればいいのか、しっかり相談を受けていくという、これからかなと私は思っています。そんな意味で、全庁的な支援体制を組んでいくということでありましたので、改めて担当課職員のみならず、市の全体的な対応を今後もさらに継続して強化していただきたいというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第47号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第47号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第26、議第48号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第48号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第48号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第27、議第49号「令和6年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第49号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第28、議第50号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第50号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第50号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第29、議第51号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第51号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第51号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第30、議第52号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第52号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第52号は、原案のとおり決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第31、令和6年請願第3号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願」1案件を上程いたします。

ただ今、上程しました請願1案件につきましては、タブレットに掲載しております「請願・陳情文書表」のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の会議の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でした。

散 会      午前11時38分